

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 9 月 28 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 30 号

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 44 年寒川町規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 第 2 号中「第 15 条の 6」を「第 15 条の 7」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。